

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成16年8月13日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）接種シーズン前における各都道府県（以下「県」という。）の供給体制に対する考え方を8月31日までに御回答いただいた。

その回答を一覧にして別紙にまとめたので、他県の取組も供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 県担当課の役割

業務担当課が卸売販売業の指導、在庫調査、感染症対策課が医療機関等の指導、在庫調査、予防接種法関連に担当を分けられているところが多いが、下記3. のインフルエンザ対策委員会等を通じて、十分連携して対応することが必要である。

2. 保健所の役割

保健所は、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平11.4.1厚告115）」により、地域における感染症対策の中核的機関として位置付けることとされており、また、予防接種法（昭23法68）に基づき、定期予防接種の実施主体である市町村に対しても必要な指示を行うこととされていることから、ワクチンの供給体制においても、40県でその役割が必要とされている。

主な役割としては、住民への接種可能医療機関等の情報提供が31県、医療機関等の在庫調査、情報収集が27県であった（複数回答県あり）。

3. インフルエンザ対策委員会の設置について

上記、県担当課、保健所、県医師会及び県卸売販売業者団体等の関係者から構成されるインフルエンザ対策委員会（既存のもので対応する場合も含む）の開催をお願いしているところであるが、9月中までに開催するところが21県、10月以降に開催を予定しているところが5県、開催時期未定が16県、設置について検討中が5県であった。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等のワクチン注文量について

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ・ 予約本数等を調査済み、もしくは調査中 | 3県 |
| ・ 調査予定 | 8県 |
| ・ 調査の予定なし | 3県 |
| ・ 通知等で過剰な注文を行わないよう要請する（検討中も含む） | 34県 |

② 医療機関等、卸売販売業者に対するワクチンの在庫調査について（複数回答あり）

- | | |
|------------------|-----|
| ・ 卸売販売業者の在庫調査を予定 | 45県 |
| ・ 医療機関等の在庫調査を予定 | 38県 |
| ・ 調査予定なし | 0県 |

③ 返品可能な商慣習の改善について

ほとんどの県がワクチンの安定供給を図るために改善が必要としている。

返品の改善策が個別に回答されたものは、以下のとおり。

- ・ 医療機関等が返品する場合は、接種シーズンが終わらない、早い段階で返品を行うよう要請する。
- ・ 卸売販売業者の分割納入を要請し、過度の供給を抑える。
- ・ 定期的な医療機関等の在庫量の調査結果から、在庫のある医療機関を把握し、住民に情報提供する。
- ・ 予約数量の調査から、昨年の使用実績と比較して著しく増加している医療機関等には、注文量の調整を要請する。
- ・ 接種シーズン終盤に多量のワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討している旨、周知する。

④ 高齢者の予防接種対象者に対する接種勧奨期限について

[12月までとするもの。]

- ・ インフルエンザ予防接種実施要領等に基づき12月中までの接種勧奨期限とする。 40県

[1月以降までとするもの]

- ・ インフルエンザの流行を基準にして、流行期間中も接種する。 6県

[その他] 1県

⑤ ワクチンの不足の場合の対応について（通常時にも行われる回答を除く。複数回答あり）

- ・ 在庫調査をもととした管内におけるワクチンの融通を行う。 28県
(年末時点で医療機関における消費見込み量を把握して早期の返品を進め、1月接種用として融通を図る、という対応を考えている県もあった。)
- ・ 接種可能な医療機関の情報提供を行う。 22県
(インターネットのホームページ上で情報提供を行う、という対応を考えている県もあった。)

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保養所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方				備考
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品等の商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種奨励策について	
北海道	インフルエンザワクチンの安定供給対策に係る対応全般。	インフルエンザの予防等に係る対応。			医療機関からの定期報告・集計及び緊急調査接種可能情報の提供等の対応。	既存のインフルエンザワクチン安定供給と医療機関への対応。	正確な発注・供給を行うよう、関係団体及び医療機関に文書で協力を要請する。	医療機関、卸売販売業者の在庫等の調査(定期報告及び緊急報告を行う)。	医療機関、卸売販売業者に対し、改善書に努めるよう文書を要請する。	市町村に対し文書で依頼する。 道内の状況について、医療機関及び卸売販売業者に協力を要請する。また、道は、追加納品分の纳入実績確認の連絡については、医療会等と協議を行つ。
青森	医薬品卸組合との連絡調整	インフルエンザ予防及び予防接種の必要性について県民に対して周知、医療機関からワクチン供給に係る情報収集等		住民に対する情報提供	有(10月初旬に開催予定)	医薬品卸組合を通じて各卸売業者の在庫状況等を確認することとしている。	同時に在庫等の調査は実施することとしている。	医薬品卸組合を通じて各卸売業者に返品を禁止することはできないことから、卸売業者等の事情に任せることとするが、この商慣習の改善については、医療機関及び卸売業者に対し依頼することとしている。	各市町村に対して、通知等により1月末までの間に期限を設定するよう要請する。	新年度と同様に、各医療機関の在庫状況及び卸売業者の在庫等を基に、医薬品卸組合に対し、卸売業者を通じて医療機関へ依頼することとしている。
岩手	県医薬品卸業協会を通じて、ワクチン、治療薬、検査キットの在庫状況及び融通の場合は協力依頼	インフルエンザ対策連絡会議の開催及びインフルエンザ流行状況の把握	予防接種可能医療機関の確認・把握及びインフルエンザ流行状況の把握	インフルエンザ対策連絡会議を開催(例年10月に開催)	県内では、若干多めの医療機関はあるものの過度な注文は無いものと考える。	医療機関は、前年、卸売販売業者の在庫状況及び医療機関への供給状況の改善実施について、今後とも継続して行うこととしている。	任意接種の対象者は把握が困難な状況では、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量の在庫を抱えることはないといふことはないと考える。(県医薬品卸業協会の協力により返品がないよう調整しているが、返品する場合は早い時期に申し出るよう医療機関等を指導している)	流行のピーク前に予防接種を完了するよう勧める必要があると考える。	県医薬品卸業協会の協力で今県での調整を回っているが、医療機関から返品不足の調整依頼が来なかつた場合は、医療機関の商慣習の情報を提供し、該当する医療機関等を医療機関等と連絡が取れるとから、医療機関等の調整も必要と考える。	
宮城	ワクチン供給に係る情報収集・提供	予防接種に係る情報収集及び市町村指導	医療機関に対する情報提供等	往良(市町村、学校、施設等を含む)からの情報提供及び情報発信	設置予定(予定日は未定)	全医療機関及び卸売販売業者に対し、初回注文量が前年の使用実績を上回らなければ、即ち在庫を超過する予定である。	各保健所窓口、各地区医師会及び卸売販売業者と連携を取り、在庫を3割以上上回らないように配慮するよう要請。	今後対策委員会内にて検討予定	12月中に実施するよう市町村に周知予定	今後対策委員会内にて検討予定
秋田	・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン在庫状況等の調査 ・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン融通要請 ・ワクチン不足時の医療機関等に対する在庫状況等の調査、融通要請	・ワクチン接種医療機関の調査、案内	8月27日(金)設置	医療機関等・卸売販売業者に前年度の3割以上の注文量にならないように努力を要める。 卸売販売業者に前年度の2倍以上の注文量がある医療機関の報告を受け、必要に応じて指導を行う。	医療機関等において、電話、FAX等による返品をできるだけ避け、返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	市町村に対し、高齢者等の定期予防接種を12月末まで行うことについて広報の徹底を図るよう指導する。 ・在庫等調査を実施し、余裕のある地域から不足している地域に融通する。 ・全般的にワクチンが不足した場合に、厚生労働省へ融通要請を行う。	地域的にワクチンが不足した場合は、卸売販売業者で蓄積しているワクチンを融通する。	8月27日付でインフルエンザワクチン安定供給対策要領を策定		
山形	県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対する割合納入について依頼。 医療機関を通じて各医療機関に在庫状況について情報を提供するよう要請。		医療機関からの在庫状況を収集し、県民への情報提供を行う。	インフルエンザ対策連絡会議として、必要な情報提供を行う。	前年度実績を上回らなければ、必要時に開催する。今年度の体制について医療機関と連絡調整を図るために、シーケンス前に開催する予定としている。	分割納入により、医療機関に必要な本数のみが供給される体制となり、卸売販売業者の在庫が県内在庫に貯まることで調査時間を縮短する。	分割納入により、医療機関への過度な供給がなされないようから、医療機関からの返品については改善されるとと思われる。	予防接種の実施期間は市町村に対し、県内各地域との流通に轍がないよう決めておくこととしていること、及び実施期間外での接種は任意接種の実施である。そのうえ、調査がなくなつた場合、県内にワクチンが無いとしたため、各市町村では余裕を持たせている。	東北医薬品卸業協会に対し、県内各地域との流通に轍がないよう決めておくこととしていること、及び実施期間外での接種は任意接種の実施である。そのうえ、調査がなくなつた場合、県内にワクチンが無いとしたため、各市町村では余裕を持たせている。	
福島	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整		各保健所内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整	委員会の設置はないが、インフルエンザワクチン等安定期供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)	国からの通知を関係者に周知することができないよう、県医薬品卸業協会、医師会、医療機関に周知する。	インフルエンザワクチン等安定期供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)において在庫調査体制について県の委員会を示し、協力を要請する。	国からの通知を関係者に周知するとともに、インフルエンザワクチン等安定期供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)において関係者に共通認識をもつよう、協力を要請する考えである。	国からの通知を市町村等関係者に周知するとともに、インフルエンザワクチン等安定期供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)において接種予定を決定する考えである。	インフルエンザワクチン等安定期供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)において接種予定を決定する考えである。	
茨城	ワクチン需給状況に係る即調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請	供給不足時の接種可能医療機関の把握及び県民相談窓口	平成16年9月下旬	昨年度の実績の1.3倍までとするところ県民相談会及び卸売業組合等に協力を要請する旨を発出済み。	初回販売業者の在庫の定期調査へ関係団体への通知により改善協力の協力を要請する。医療機関の在庫調査まで管内の需給状況を把握予定。	予防接種法の所要額(接種予防費)ワクチン不足情報等を把握したとから市町村への通知において、早期き、卸売販売業者の協力を得て、融資のための全医療機関を監査ができるよう、対策委員会において国の方針に理解を求める予定。	予防接種法の所要額(接種予防費)ワクチン不足情報等を把握したとから市町村への通知において、早期き、卸売販売業者の協力を得て、融資のための全医療機関を監査ができるよう、対策委員会において国の方針に理解を求める予定。		
栃木	ワクチン供給に係る調整、情報収集・提供	市町村及び住民への情報提供及び接種勧奨	医療機関における保管管理の指導	ワクチン供給に係る情報収集の実施予定(9月8日)	医療機関、卸売販売業者に対して、定期的に調査対象医療機関等の在庫注文量が前年の使用実績を3割未満で2倍以上上回らないように通知する。	医療機関、卸売販売業者等に、定期的に調査対象医療機関等の在庫注文量が前年の使用実績を3割未満で2倍以上上回らないように通知する。	返品を行わないよう通知する。医療機関等に接種希望者への予約の推進、分割納入を行うよう通知する。	返品が始まる前、可能な限り早期に協力体制を構築し、接種可能医療機関の情報提供、融通等を実施する。	返品が始まる前、可能な限り早期に協力体制を構築し、接種可能医療機関の情報提供、融通等を実施する。	
群馬	卸売販売業者の在庫量等の調査 インフルエンザワクチンの安定供給全般	・インフルエンザ対策委員会の設置 ・高齢者等の予防接種に係る対応	・在庫調査の実施 ・接種可能な医療機関についての住民への情報提供	設置予定 10月	昨年の注文量と同程度とし、過剰を注文しない	医療機関の在庫調査は地域医師会が主体となって実施する	改改善すべき	実行前に終了すべき(12月上旬)	・接種可能な医療機関を住民に情報提供する ・融通を行う	
埼玉	・インフルエンザワクチンの安定供給対策会議の運営 ・卸売業者の指導		検討中	有り 9月末予定	國の通知を受けて指揮するが、全ての医療機関は数多く、協力が得られない。医療機関が必要量を注文することによって医療機関があるので、医療機関は、一層のワクチンの不足を招く。在庫の調査は、多大な事務負担につながる。困難を要する。卸売販売業者における「注文に対する不足量」「在庫量」を調査することにより対応する。医療機関への調査については検討中。	國の通知を受けて指揮するが、すべての医療機関は数多く、協力が得られない。医療機関が必要量を注文することによって医療機関があるので、医療機関は、一層のワクチンの不足を招く。在庫の調査は、多大な事務負担につながる。困難を要する。卸売販売業者における「注文に対する不足量」「在庫量」を調査することにより対応する。医療機関への調査については検討中。	予防接種を効果的な時期に接種させたためには、心地を得ない。	ワクチンが不足した場合に、医療機関士の融通は困難である。卸売販売業者において不足した時点で、國の確保分の提供をお願いしたい。		
千葉	・(仮称)インフルエンザワクチンの安定供給に関する連絡会議の事務局 ・県内の予約量、在庫量の取りまとめ ・卸売業者を通じ、卸売業者の在庫量の調査 等	・予防接種法に基づく接種可能医療機関の把握	管轄地区の医療機関に対する予約の在庫量の調査(予定)	有(平成16年9月設置予定)	県医師会を通じ、医療機関に運営を委託する医療機関の役割は決まりではないが、必要に応じ実施する方向である。	(仮称)インフルエンザワクチンの安定供給に係る連絡会議からの文書を通知し、医療機関等に理解を求めていくこととしている。	(仮称)インフルエンザワクチンの安定供給に係る連絡会議からの文書を通知し、医療機関等に理解を求めていくこととしている。	平成16年8月11日付けの厚生労働省連絡会議に於ける理解を求めていくこととしている。	現段階では、具体的な方策は決めていないが、県医師会及び医薬品卸業組合から対応を図りたい。	
東京	医薬品卸業者との調整	病院でのワクチン在庫調査、区市町村との調整、都民への周知	診療所等との実質的な調整、調査	有(平成16年9月設置予定)	有(ただし、高齢者インフルエンザワクチン予防接種の実施にあたっては、インフルエンザワクチンの供給のための医療機関会議を開催する。(9月中)、状況に応じては、高齢者インフルエンザワクチン予防接種会議を検討している。)	適正な発注を行るべきである	定期的な在庫状況の報告を求めていく	品質の面から漏洩して認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない	実行期間中は、接種奨励策による供給と医療機関との密接な連携による計画的な供給調整	
神奈川	インフルエンザワクチンの流通に係る対策、予防接種体制に係る武蔵匹敵の情報収集・提供等	インフルエンザの予防対策に係る医療機関のインフルエンザワクチン供給体制に係る武蔵匹敵の情報収集・提供等(インフルエンザワクチン供給体制に係る情報収集・提供は可能)		インフルエンザの予防対策に係る医療機関のインフルエンザワクチン供給体制に係る武蔵匹敵の情報収集・提供等(インフルエンザワクチン供給体制に係る情報収集・提供は可能)	医療機関の注文量等の把握は、医療機関に關しては、調査対象医療機関より行われているもので、改善に伴って、医療機関等に接種機会を確実に確保するため、漏洩等がなされないようシステムにすべきと考える。	返品可能な医療機関は、市場取引に係る連絡会議を通じて医療機関等に接種機会を確実に確保するため、漏洩等がなされないようシステムにすべきと考える。	・高齢者等の予防接種の動員率について、市町村へ依頼を行う。 ・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者等に依頼する。 ・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者等に依頼する。 ・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者等に依頼する。	・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者等に依頼する。 ・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者等に依頼する。 ・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者等に依頼する。		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方				備考
	業務	感染症対策	医療			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種動向期限について	
新潟県	・インフルエンザワクチンの需要状況の把握 ・必要に応じて対策会議を招集	インフルエンザ予防接種の早期接種動向	住民相談、情報提供	有(7月に実施済み)	御薬取扱業者に情報を理解してもらった上で、過剰な注文と判断される場合は、卸売販売業者から当該医療機関に説明してもらい、協力を求める。	在庫の調査は、御薬取扱業者には商品封合の4割で、算定して返品を認めないことで合意している。4月～11月中旬の間に御薬取扱業者等へ通知すると判断したときは隔時調査を実施する。	東、県医師会、県病院協会、県医師会は、医療機関が余剰ワクチンを商品封合の4割で、算定して返品を認めないことを合意している。4月～11月中旬の間に御薬取扱業者等へ通知すると判断したときは隔時調査を実施する。	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種について、季節効果の予測を用いてはシーケンスに1回(11月中旬)の定期的に行なうことをはねらじないのではあるが、それを実現するためには市町村等の医療機関等へ周知が求められる。	原則として返品不認めないことを前提とし、医療機関が余剰ワクチンを商品封合の4割で、算定して返品を認めないことを合意している。4月～11月中旬の間に御薬取扱業者等へ通知すると判断したときは隔時調査を実施する。	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種について、季節効果の予測を用いてはシーケンスに1回(11月中旬)の定期的に行なうことをはねらじないのではあるが、それを実現するためには市町村等の医療機関等へ周知が求められる。
富山県	・卸売販売業者との調整 ・御薬取扱業者におけるワクチンの在庫状況の把握 ・ワクチン不足時の国への融通要請	インフルエンザ対策等について	医療危機管理対策	管内の医療機関、市町村との調整 ・住民からの相談対応	H11年度から「インフルエンザ対策連絡会議」を設置しており、同会議の中で注文量が昨年使用実績の30%を上回らないよう通知	医療機関等において在庫状況については、定期的に把握する。 ・全ての医療機関等において在庫状況を把握していることは困難である。また、調査を行っている段階でも割合と変化しており、情報の流が難しくなることは困難である。	在庫の調査は、御薬取扱業者には商品封合の4割で、算定して返品を認めないことを合意している。4月～11月中旬の間に御薬取扱業者等へ通知すると判断したときは隔時調査を実施する。	・御薬取扱業者等の在庫状況に合わせては、定期的に把握する。 ・全ての医療機関等において在庫状況を把握していることは困難である。また、調査を行っている段階でも割合と変化しており、情報の流が難しくなることは困難である。	・接種要請期限を12月末までとする。 ・市町村で通知。	・予防接種実施状況等の把握に努め、不足の際には融通要請を行う。
石川県	県内のワクチン供給状況の把握、調整	予防接種法に基づく定期予防接種の実施体制の把握	市町村の予防接種実施体制の把握 ・管内医療機関の在庫状況等の把握 ・接種可能医療機関等住民への情報提供	平成16年9月設置予定	県医師会及び県薬業会協同組合を通じて、医療機関及びワクチン卸業者に周知する。	県医師会及び県薬業会協同組合を通じて、医療機関及びワクチン卸業者に周知する。	モニター医療機関及びワクチン卸業者から定期的に報告を受ける予定	県医師会及び県薬業会協同組合を通じて、医療機関及びワクチン卸業者に周知する。	市町村担当課で周知する。	全医療機関在庫等調査を行い、県内融通及び国への融通要請を行う。
福井県	県内で、不足が発生した場合、国と各保健所への依頼、指示 県内医療機関の在庫状況の把握および情報提供		各管内医療機関の在庫状況の把握 および県民等への情報提供	未定	医療機関に対し、昨年の使用実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関について、各保健所で把握。 ・御薬取扱業者については、必要に応じ調整実施。	返品の習慣を止めないと、医療機関の過剰発注は防げないと考える。	各市町村へ依頼。	接種可能医療機関について、情報提供を行う。	
山梨県	・国からの情報について関係機関への周知 ・ワクチンの推進普及啓発 ・緊急時に接種希望する住民から接種可能医療機関の届出がない場合、個別に情報提供を実施 ・ワクチン不足時の国への予約方法等の周知 ・緊急時に接種希望する住民から接種可能医療機関の届出があった場合、個別に情報提供を実施		・緊急時に接種希望する住民から接種可能医療機関の届出があった場合、個別に情報提供を実施 ・ワクチンの在庫状況等の調査依頼、調整及び団体への報告 ・ワクチン不足時の国への予約方法等の周知 ・緊急時に接種希望する住民から接種可能医療機関の届出があった場合、個別に情報提供を実施		現段階では、衛生医療課が中心となり、関係各課、県医師会、県病院協会等各団体及び県医薬品卸協同組合と調整して対応することで、足りるどんより、県医師会や医療機関へ予防接種の予約方法等の周知を実施するためには監査しないこととしている。しかしながら、必要に応じて検討することとする。	昨年度の使用状況や今年度の予約状況などを勘案し注文するよう事前に周知する。県内医療機関へ周知する。	医療機関の在庫調査については、医薬品卸業者をはじめて調査を依頼する予定	返品を前提としないよう注文量に配慮するよう企画医療機関へ周知する。また、定期的な在庫調査の結果を求めるにより県内の在庫量などを把握する。	市町村へ還元とも接種期限を12月末までの間に設定するよう周知	速やかに、御薬取扱業者を通じて在庫調査を実施。在庫がある医療機関を把握した後、住民から接種可能医療機関の届出がない場合には、保健所及び関係各課から在庫がある医療機関の届出があった際には個別に情報提供し対応する予定
長野県	ワクチンの安定供給に関する業務 ・県内在庫状況の把握（医療機関等、御薬取扱業者） ・県内患者発生状況の把握 ・市町村予防接種実施医療機関の把握 ・県民への情報提供	インフルエンザ定期予防接種係業務	管内医療機関等の在庫状況調査 ・管内患者発生状況の把握 ・住民への情報提供	平成16年9月に会議を開催予定	インフルエンザの予防接種実施に係る打合せ会議を9月10日に開催予定（市町村担当課、県医師会、県医薬品卸協同組合）	前年実績の3割以上回る注文をしないよう、医師会、医薬品卸協同組合を通じて文書で医療機関、御薬取扱業者に要請した。	インフルエンザの患者発生状況を注文しないながら、ワクチンの在庫状況を文書で医療機関、御薬取扱業者に要請した。	医療機関の改修に努めるよう、医療機関、御薬取扱業者に文書で要請した。	インフルエンザの実行シーケンスに間に合うよう、12月中旬までに接種を終了するよう市町村に文書で要請した。	定期的に県内の在庫状況を把握し、医療機関へ接種希望者を通じて接種希望者に情報提供する。また、国内におけるシステムを作りがければ県内の融通を要請したい。
岐阜県	インフルエンザワクチン供給状況調査（医薬品卸業者）	インフルエンザワクチン供給状況調査、インフルエンザワクチン予防接種状況調査等市町村及び医療機関に対する調査について	左記、市町村及び医療機関に対して調査を行う	平成16年9月に会議を開催予定	医薬品卸業者に対して調査を実施する。	大手医療機関及び医薬品卸業者に返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、委員会において要請する。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、委員会において要請する。	12月中旬まで	地場医師会及び医薬品卸協同組合の協力により県内融通する。なお、県内でもまだなにができるかわからない場合は、厚生労働省に依頼する。	
静岡県	必要時ににおける御薬取扱業者の在庫量の把握 ・必要時ににおける医療機関の在庫量の実施 ・市町村に対する定期予防接種期限の依頼 ・インフルエンザ対策委員会の開催		・必要時ににおける医療機関の在庫量の把握 ・市町村に対する定期予防接種期限の依頼 ・インフルエンザ対策委員会の開催	放送予定(9月中下旬)	・委員会にて協議した上で、医療機関、御薬取扱業者に要請する。	・委員会において、医療機関、御薬取扱業者に協力を得られる方法を協議していく。「協力が得られない場合は実施しない」とは困難と思われる。	・委員会の協議を踏まえた上で、医療機関、御薬取扱業者に協力を得られる方法を協議していく。「協力が得られない場合は実施しない」とは困難と思われる。	・園の方針を踏まえた上で、12月末までに市町村に文書で要請した。	・委員会において往來に付する情報提供のあり方、融通を受け取けるワクチンの配分方法等について協議する。	
愛媛県	・御薬取扱業者のワクチン在庫情報等の把握 ・御薬取扱業者に対するワクチン供給開始に関する情報収集・提供 ・不良ワクチンの流通防止		健医対策課及び医療安全課に同じ	未定(検討中)	御薬取扱業者及び医療機関等に対する注文量を把握するため、医療機関等の調査を実施する。	御薬取扱業者及び御薬取扱業者団体等に対する注文量を把握するため、医療機関等に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう周知する。	・医療機関等に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう周知する。 ・また、状況によっては厚生労働省が接種シーケンスに多量のワクチンを返品した医療機関等の名跡の公表を検討している旨医療機関に対して周知する。	接種期限を原則的に12月末までの間に設定し、かつ、体調不良者がいる場合においても配慮するよう市町村に対して依頼する。	対応可能な方法を検討中である。	
三重県	御薬取扱業者団体との調整	総合企画、情報収集・提供	住民に対する相談窓口、地域の情報収集、提供等	予防接種の対象者については「三重県公務衛生審議会予防接種部会」がおり、この部会の活用を考えている。	御薬取扱業の適正な必要量に基づく注文は必要と思うが、文書基準前年調査の1.3倍にならないよう控除することはない。あまり意味がないことと考えている。	御薬取扱業者の在庫等の調査は出るが、医療機関のリリースタイミングが遅れるため、御薬取扱業者に直接問い合わせることで、御薬取扱業者に対する注文量を把握する。	・御薬取扱業者の在庫等の調査は出るが、医療機関のリリースタイミングが遅れるため、御薬取扱業者に直接問い合わせることで、御薬取扱業者に対する注文量を把握する。	接種期限とは別に、市町村等に12月末完了出来るよう依頼する。	情報提供により地域で対応する。	
滋賀県	・管内御薬取扱業者の在庫調査 ・医療機関の在庫調査、調査		・接種可能な医療機関の情報提供	・インフルエンザ対策会議(11月)	・過剰注文にならないよう、医師会、病院協会を通じて各医療機関へ通知をしている。 ・御薬取扱業者へ過剰供給をしないように通知している。	・御薬取扱業者に供給状況の調査をしている	・医療機会から返品のないように通知している	・インフルエンザ予防接種実施要領に基づき指導している	・医療機関へ在庫調査し、調査して、接種可能な医療機関を把握し、保健所へ情報提供している。	
京都府	国、府機関、京都市及び関係団体との連絡調整	ワクチンの接種に関する関係団体等との連絡調整及び情報収集	管内の医療機関、医薬品卸業者との連絡調整及び情報収集	有、京都府インフルエンザワクチン等の連絡対応委員会を必要に応じて随時開催する。	京都府医薬品卸協同組合を通じて、同様	・改収が必要と考える。現状は、京都府インフルエンザワクチン等の連絡対応委員会等を通じて、各医療機関等と医療機会との調整を進めている。	12月末までの間に接種動要期間を設定するため、各市町村、医師会等間医療機関との調整を進め、返品を前提としたワクチンの供給を行わないよう要請している。	医療機会を通じて、南での過不足を察するため相互融通に努めるとともに、厚生労働省の協力を得て不足状態の解消を行う。		
大阪府	医薬品卸業者に対するワクチンの供給体制への分割納入について指導する。 ・予約や在庫の状況等、府への定期的な報告を指導する。	・インフルエンザワクチンの供給体制に基づく在庫状況の把握	医療機関のモニタリング調査に基づく	「大阪府インフルエンザ対策委員会」御薬取扱業者、医師会等に過剰な注文をしないよう協力を求める通知を行なう。 ・御薬取扱業者の在庫は御薬取扱業者等との連絡の下、状況把握に努める。	・医療機関の在庫状況は医療機関の金の注文量が、医療機関等に定期的に文書で要請する。御薬取扱業者等による新規ワクチン注文について、金の注文量が増加する。御薬取扱業者等による新規ワクチン注文について、金の注文量が増加する。	・医療機関の金の注文量が、医療機関等に定期的に文書で要請する。御薬取扱業者等による新規ワクチン注文について、金の注文量が増加する。	各市町村に対して、インフルエンザ予防接種ガイドライン(千防接種は、10月下旬より12月中旬にかけて、各市町村、医師会等間医療機会等を通じて、返品を行なうよう要請している。	接種可能な医療機関の情報をHP等で提供する。		
兵庫県	供給体制に関すること。 接種、対策に関すること。	管内の市町、医師会及び医療機関との連絡・調整に関すること。	管内の市町、医師会及び医療機関との連絡・調整に関すること。	有(既存のインフルエンザワクチン供給体制(薬業、感染症対策主導管、医療機会等)及び御薬取扱業者等の団体により構成)を活用する。	医療機関の金の注文量が、医療機関等に定期的に文書で要請する。御薬取扱業者等による新規ワクチン注文について、金の注文量が増加する。	・医療機関の金の注文量が、医療機関等に定期的に文書で要請する。御薬取扱業者等による新規ワクチン注文について、金の注文量が増加する。	市町村に対して、12月末までの間に接種動要期間を設定する。御薬取扱業者等による新規ワクチン注文について、金の注文量が増加する。	ワクチンが不足した場合の対応策を、左記の供給体制会議(委員会)において、その調整等を図ることとする。(住民への情報提供のあり方、融通を受け取ったワクチンの配分の方法等)		